

不定期刊行物

## 翔 べ、優 駿

(第55号) 平成29年1月1日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : [yoshitaka.t@tabara-office.com](mailto:yoshitaka.t@tabara-office.com)

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

### 謹 賀 新 年

旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしく  
お願いいたします。

本年は酉年です。ニワトリは、セキショクヤケイ (Gallus gallus domesticus キジ目キ  
ジ科ヤケイ属) が家禽化されたものですが、飛ぶことは苦手で、野生化したものでも数十  
メートルしか飛べません。しかし、本誌「翔べ、優駿」と発行し、ペガサスをシンボルマ  
ークとする当事務所としては、大空を駆け回るニワトリを目指したいと思います。すなわ  
ち、本年は苦手を克服し、飛躍する1年にすることをモットーとして頑張りますので、ご  
支援の程、よろしく申し上げます。

さて、創立25周年記念事業では、昨年も3回のフルマラソンと5回のハーフマラソン  
に出場した他、10kmロードレースに3回出場しました。10km、ハーフマラソンで  
はタイムは思うように伸びませんでした。フルマラソンでは自己記録を2回更新し、ベ  
ストタイムは遂に5時間を切り、4時間51分48秒となりました。本年は、更なる記録  
更新を目指したいと思います。

また、創立20周年事業の線路沿いの旅は、11月27日(日)に終着駅の京都駅へ辿り  
着き、山陰本線・下関～京都間677.3kmを踏破しました。本年は、東海道本線を西  
に向かって歩き、更に脚が動く限り山陽本線を西に歩いて、平成21年7月11日に西へ

向かって歩き始めた新山口駅まで帰り着きたいと考えています。

本年が皆様にとって良い年になることをお祈りします。

## 民法改正について

昨年4月6日、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事手続法の一部を改正する法律」という長い名前の法律が成立し、本年10月13日から施行されました。認知症の老人が激増している現在、それに伴い、その権利擁護のため成年後見人が選任されるケースも激増しています。因みに私も現在、4名の被後見人の後見人になっています。しかし、従来の法律では成年後見人の権限が明確ではなかったため、後見事務の遂行に支障が生じていました。今回の民法改正は、こうした問題点の一部を解決するためのものでもありました。

まず、被後見人宛の郵便物に対する規定が新設されました。後見人が財産管理のために必要がある場合に、家庭裁判所の許可を得て、本人宛の郵便物を後見人に回送してもらうことができるという規定です（民法第860条の2）。従来は、郵便局に転送届を出すことにより事実上、後見人の事務所に配達してもらうことができていましたが、今回の法改正により、その手続が明確化されました。しかし、従来よりも手続は面倒になりました。

次に、後見人に回送された郵便物を開いて見るができるという規定が新設されました（民法第830条の3）。ただし、後見人の事務に関係のない郵便物は、速やかに本人に渡さなければならないとされています。従来も、後見人はそのような取扱をしていましたので、原状を法律によって追認したものです。

また、後見人の職務は本人に代わって財産管理を行うことですから、本人が死亡した場合には、その時点で終了します。しかし、相続人がいなかったり、所在不明な場合など、葬儀を行うなどの緊急を要する事務があり、他に誰もいない場合には、後見人が事実上、行っていました。こうした本人の死後事務について、一定の範囲の事務に限り、後見人が行うことができることが規定されました（民法第873条の2）。建物の修繕等相続財産の保存行為、電気料金、医療費、家賃等債務の支払、家庭裁判所の許可を得てする遺体の火葬や埋葬等のための葬祭業者等との契約等です。従来は、医療費の支払いや、最低限の葬儀などは、後見人の判断で行って来ました。ところが、今回の法改正では葬儀は後見人の権限に含まれておりませんので、法律上は後見人が葬儀を行うことはできないことになりました。しかし、全く葬儀をしてはいけないというのも非常識な話なので、私がおのよ

うな決断を迫られた時には、相続人の行うべき葬儀という事務を、義務なくして後見人が行う事務管理として、行うつもりです。

## 当事務所の業務開始は1月5日（木）です。

当事務所では12月29日（木）より正月休業に入っておりますが、業務開始は上記のとおりです。休業中は、FAXまたはe-mailにてご連絡下さい。休業明けに対処いたします。なお、休業中も事務所の電話は代表者個人の携帯電話へ転送されていますので、相談だけは可能です。事務所（0856-22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありませんし、連絡は取れても酔っぱらっているかもしれません。